

# 社会福祉法人新庄かつろく会役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新庄かつろく会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

## (役員報酬)

第2条 職員以外の常勤の理事長については、業務に応じた役員報酬を支給することとし、その報酬については、月額500,000円とする。

2 非常勤の総務担当理事については、業務に応じた役員報酬を支給することとし、その報酬については、月額100,000円とする。

3 その他の常勤役員等については、当法人職員を兼務し、職員給与を支給していることから本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

4 任期の満了、辞任又は死亡により役員等が退任した場合については、一期(2年)につき10,000円の退任慰労金を支給する。ただし、常勤役員等については、個別に評議員会の承認を得て決定する。

## (報酬等の支給方法)

第3条 理事長等に対する報酬の支給については、毎月末日として本人の申出により、その指定する金融機関の口座に振り込むものとする。ただし、当日が土・日曜休日にあたるときは、その日前で最も近い土・日曜休日でない日に支給する。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

## (費用弁償)

第4条 役員等が、理事長の指示または理事会の委任を受けて下記の業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

(1) 理事会に出席した場合の費用弁償

日額 8,000円

(2) 評議員会に出席した場合の費用弁償

日額 5,000円

(3) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

日額 8,000円

(4) 新庄・最上地区以外の理事、監事が出席した場合は、日額10,000円

## (改廃)

第5条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

## (補則)

第6条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

## 附則

この規程は、平成30年12月26日より施行する。